

ルールを守って思いやり運転

群馬県警察では、「交通ルールの遵守」と「思いやり運転」を県民に広く啓発し、交通事故を防止することを目的として、交通安全年間スローガン「ルールを守って思いやり運転」を策定しました。

ドライバーの皆さんへ

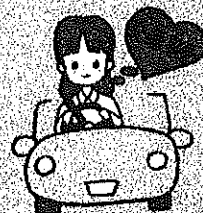


交通事故は、ドライバーが交通ルールを守らないことが大きな要因となっています。

- ・ 一時停止交差点では、停止線手前での確実な一時停止と十分な安全確認
- ・ 合図は、「右・左折時には、30メートル手前から」「進路変更時には、3秒前」
- ・ 運転中はしっかりと前を見ること
- ・ 停止中には、確実にブレーキを踏むこと

など、交通ルールをしっかりと守りましょう。

また、高齢者が加害者となる事故、被害者となる事故も年々増加しています。



他の車や自転車、歩行者に対しても、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」を持った運転を心掛けましょう。



広 報

ちよだのまもり

発行
大泉警察署
赤岩駐在所
Tel.86-3210
上五箇駐在所
Tel.86-3960

高齢者の運転免許証更新時の手続きについて

70歳以上の方が運転免許証を更新する場合、更新手続きの前に、認知機能検査や高齢者講習を受ける必要があります。

公安委員会から、高齢者講習・認知機能検査の実施日時・場所が予約された状態で「高齢者講習通知書」、「認知機能検査通知書」が届きますので、自分で予約する必要はありません。

令和4年5月13日に道路交通法が改正され、認知機能検査や高齢者講習の手数料、講習時間等が変更されました。

また、道路交通法改正後は、75歳以上で一定の違反歴のある人は、運転技能検査も受ける必要があります。

運転技能検査は繰り返しの受検が可能です。合格基準に達しない場合は運転免許証の更新ができません。

詳細は群馬県警察ホームページをご覧ください。

問合せ先

群馬県警察本部運転管理課講習係

電話 027-253-7573(直通)

電話 027-253-9300(代表)

